

# 徳山ジュニアスキークラブ 会則

(名 称)

第1条 本クラブは、徳山ジュニアスキークラブ と称し（以下クラブと称す）周南市スキー連盟、山口県スキー連盟、全日本スキー連盟に所属する。

(事務局)

第2条 本クラブの事務局は、会長宅に置く。

(目 的)

第3条 スキースポーツを愛好する少年少女を対象に、基礎体力の維持・向上及びスキー競技の技術を身につけさせ、集団行動を通して心身の健全な育成を図り、優秀なスポーツマンを育てる事と、保護者相互の親睦を図り、クラブの行事を円滑に進めていく事を目的とする。

(組 織)

第4条

1. 本クラブに賛同する少年少女のうち、年少から高校3年生までをクラブ員とする。  
但し、未就学児は保護者同伴で参加する事とする。
2. 本クラブ員の保護者及び有志で構成する。
3. 本クラブは山口県スキー連盟の支援を得て運営し、支援組織より指導者の派遣を仰ぐ。

(事 業)

第5条 本クラブは、その目的を達成する為に、下記の事業を行う。

1. 原則として週1回の技能練習、及び体力向上の合同練習を行う。
2. 競技会・講習会・合宿への参加。
3. クラブ員・保護者・指導者相互の親睦会。
4. その他前条の目的を達成するために必要な事業。

(役 員)

第6条 本クラブに次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名
3. 会計 若干名
4. 会計監査 若干名
5. その他、必要に応じ、顧問及び参与を置くことができる。

(役員を選出)

第7条

1. 役員は、第1回総会において選出決定する。
2. 顧問は、クラブに貢献した人の中から総会に於いて推挙し会長が委嘱する。
3. 参与は、クラブに協力援助するものの中から総会に於いて推挙し会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、つぎの通りとする。

1. 会長は、クラブを代表し、クラブの運営を担当する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
3. 会計は、クラブの会計を担当する。
4. 会計監査は、クラブの会計を監査する。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は2年とし、補充役員の仕事は前任者の残存期間とする。ただし、いずれも再任を妨げない。

(総会)

第10条

1. 全ての保護者及び指導者をもってクラブ総会を構成する。
2. 総会にて、クラブの運営を審議決定する。
3. 総会の議決は、クラブ員保護者全員の過半数をもって決定する。
4. 総会は、毎年少なくとも1回、会長がこれを召集する。
5. 必要に応じて随時開催し、クラブの運営を審議決定する。

(入会)

第11条

1. 心身共に健全で、保護者の同意が確認できた者が、代表者の許しを得て入会することができる。
2. クラブ員の保護者も一名入会すること。

(退会)

第12条

1. 県外などへの転出・転校の時は、自動的に退会する。
2. 本クラブ員が、退会しようとする時は理由を付して退会届けを会長に提出しなければならない。
3. 代表者は、本クラブ員としてふさわしくない児童・保護者は、クラブ及び支援組織の了承を得て退会させることができる。

(会費)

第13条 本クラブの事業を円滑にする為、次の会費を徴収する。

- |          |   |
|----------|---|
| 1. 入会金   | 2,000円(入会時)                                   |
| 2. 傷害保険料 | 800円(年1回)                                     |
| 3. 会費    | 5,000円(年1回)                                   |
|          | (SAY登録が不要の場合、4,000円とする)                       |
| 4. 通信費   | 500円(年1回・家族単位)                                |
| 5. 随時会費  | 施設使用料、交通費、大会参加料など活動に必要な実費は、その都度徴収<br>することがある。 |
| 6. その他   | 寄付金など   |
| 7. 保護者会費 | 2,000円(年1回・家族単位)                              |

(経費)

第14条 本クラブの経費は、入会金、会費、その他の収入を持って充てる。

(会計年度)

第15条 本クラブの会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会則の改正)

第16条 本会則は、総会でクラブ員保護者の過半数の議決を経なければ、改正することができない。

(付則)

本会則は、平成15年 5月30日より施行する。

本会則は、平成16年 5月30日より施行する。

本会則は、平成18年 5月30日より施行する。

本会則は、平成21年 5月30日より施行する。

本会則は、平成27年 5月 1日より施行する。

本会則は、平成29年 5月 1日より施行する。

本会則は、2019年 5月 1日より施行する。